

データの表示について

1 水質測定結果の測定値の取扱い

水質測定結果の表示は、平成 11 年 3 月 12 日付け環水規第 80 号の改正通知により、以下のとおりとした。

(1) 定量下限値

表 1 に示すとおり、測定対象区分ごとに定めた。

なお、生活環境項目については、通達に定める報告下限値とした。

(2) 有効数字

表 1 に示すとおりとし、有効数字を越える桁の数値は切り捨てた。

(3) 定量下限値未満表示

表 1 に示すとおり、不等号で表示した。

2 公共用水域水質測定結果個票の見方

(1) 有効数字

表 1 のとおり、測定項目及び測定対象区分ごとに定める定量下限値以上の数値が有効数字である。

(2) 平均値等の計算方法

測定結果個票の下欄に示す平均値等の計算方法は、測定項目ごとに異なり、表 2 に示すとおりである。

(3) 指数表示

大腸菌群数及びプランクトン総数は指数表示により表示する。

なお、意味は下表のとおりである。

指数表示	意味	指数表示	意味
9. 0 E 0 0	$9. 0 \times 1 0^0$ 9. 0	2. 3 E 0 2	$2. 3 \times 1 0^2$ 2 3 0

表1 定量下限値未満の測定値の表示方法

測定項目	有効桁数	定量下限値			定量下限値未満の表示		
		河川	湖沼	海域	河川	湖沼	海域
生活環境項目	pH	2	—	—	—	—	—
	DO	3	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5
	BOD	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5
	COD	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5
	SS	2	1	1	1	<1	<1
	大腸菌群数	2	2.0E+00	2.0E+00	2.0E+00	<2.0E+00	<2.0E+00
	n-ヘキサン抽出物質	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5
	全窒素	2	0.03	0.03	0.03	<0.03	<0.03
	全燐	2	0.003	0.003	0.003	<0.003	<0.003
	全亜鉛	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
健康項目	ノニルフェノール	2	0.00006	0.00006	0.00006	<0.00006	<0.00006
	カドミウム	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	全シアン	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1
	鉛	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
	六価クロム	2	0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005
	砒素	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
	総水銀	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	PCB	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	2	0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002
健康項目	四塩化炭素	2	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	2	0.0004	0.0004	0.0004	<0.0004	<0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	2	0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	2	0.004	0.004	0.004	<0.004	<0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1
	1, 1, 2-トリクロロエタン	2	0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	2	0.003	0.003	0.003	<0.003	<0.003
	テトラクロロエチレン	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
	1, 3-ジクロロプロペン	2	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム	2	0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006
健康項目	シマジン	2	0.0003	0.0003	0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	2	0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
	セレン	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0.06	0.06	0.012	<0.06	<0.06
	ふっ素	2	0.08	0.08	—	<0.08	—
	ほう素	2	0.1	0.1	—	<0.1	—
	1, 4-ジオキサソ	3	0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005
	フェノール類	2	0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005
	銅	2	0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01
特殊項目	鉄(溶解性)	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1
	マンガン(溶解性)	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1
	クロム	2	0.02	0.02	0.02	<0.02	<0.02
	アンモニア性窒素	3	0.03	0.03	0.01	<0.03	<0.03
	硝酸性窒素	3	0.03	0.03	0.01	<0.03	<0.03
	亜硝酸性窒素	3	0.03	0.03	0.002	<0.03	<0.03
	磷酸性燐	3	0.003	0.003	0.003	<0.003	<0.003
	塩化物イオン	3	5	5	—	<5	—
	塩分	4	—	—	0.01	—	—
	電気伝導率	3	1	1	—	<1	—
その他項目	陰イオン界面活性剤(MBAS)	3	0.05	0.05	0.05	<0.05	<0.05
	全有機炭素	3	2	2	2	<2	<2
	溶存有機炭素	3	2	2	2	<2	<2
	クロロフィルa	2	1	1	0.1	<1	<1
	溶解性COD	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5
	プランクトン総数	2	2.0E+00	2.0E+00	2.0E+00	<2.0E+00	<2.0E+00
	トリハロメタン生成能	2	0.0005	0.0005	—	<0.0005	<0.0005
	クロロホルム生成能	2	0.0001	0.0001	—	<0.0005	<0.0005
	ブロモジクロロメタン生成能	2	0.0001	0.0001	—	<0.0005	<0.0005
	ジブロモクロロメタン生成能	2	0.0001	0.0001	—	<0.0005	<0.0005
水道水源項目	ブロモホルム生成能	2	0.0001	0.0001	—	<0.0005	<0.0005

表2 各項目の計算方法

	生活環境項目	健康項目	特殊項目	その他項目
平均値	日間平均値の年平均値		定量下限値以上の測定値の平均値	
最大値	各測定値の最大値	同左	同左	同左
m	環境基準を超える検体数	同左		
k			定量下限値以上の検体数	
n	総検体数	同左	同左	同左
75%値	n個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、 $n \times 0.75$ 番目の数値に対応する測定値をいう。 $n \times 0.75$ 番目が整数でない場合は、小数点以下を切り上げる。			

注

- 1 測定結果が表1に示す定量下限値未満の場合、その下限値を用いて平均値を算出する。
- 2 生活環境項目及びその他の項目の平均値の計算は、以下の各段階ごとに表1に示す有効桁数+1桁目まで算出し、四捨五入して定量下限値以上の有効桁数とする。
 - (1) 日間平均値（各時間ごとの測定値の平均又は上下層の平均）
 - (2) 年間平均値
- 3 その他の項目のうち、塩化物イオン、塩分、電気伝導率、陰イオン界面活性剤、有機体炭素、クロロフィルa及びプランクトン総数については、検出下限値以上の検体について平均を算出する。